

第百八十九回国会 参議院 総務委員会 会議録 第十号

平成二十七年五月二十六日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月十八日

辞任

柘植 芳文君

補欠選任

武見 敬三君

五月十九日

辞任

井原 巧君

補欠選任

柘植 芳文君

五月二十日

辞任

武見 敬三君

補欠選任

井原 巧君

五月二十一日

辞任

野田 国義君

補欠選任

北澤 俊美君

五月二十二日

辞任

北澤 俊美君

補欠選任

野田 国義君

五月二十五日

辞任

野田 国義君

補欠選任

西村まさみ君

西村まさみ君

野田 国義君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

谷合 正明君

島田 三郎君

堂故 茂君

藤川 政人君

藤末 健三君

横山 信一君

井原 巧君

石井 正弘君

磯崎、陽輔君

関口 昌一君

柘植 芳文君

二之湯 智君

長谷川 岳君

山本 順三君

石上 俊雄君

江崎 孝君

難波 獎二君

野田 国義君

林 久美子君

片山虎之助君

寺田 典城君

吉良よし子君

渡辺美知太郎君

又市 征治君

主演 了君

高市 早苗君

西銘恒三郎君

長谷川 岳君

小野 哲君

二宮 清治君

原田 淳志君

丸山 淑夫君

平嶋 彰英君

総務省情報通信
国際戦略局長

総務省情報流通
行政局長

総務省政策統括
官

総務省政策統括
官

総務省政策統括
官

経済産業大臣官
房審議官

石川 正樹君

田家 修君

南 俊行君

安藤 友裕君

鈴木 茂樹君

参考人

日本放送協会経
営委員会委員長

日本放送協会経
営委員会委員

日本放送協会会
長

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

日本放送協会理
事

（地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する件）
（日本放送協会に対する行政指導をめぐる経緯に関する件）
（地域間所得格差に関する件）
（日本放送協会の受信料徴収の在り方に関する件）
○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案（内閣提出、衆議院送付）
○委員長（谷合正明君） ただいまから総務委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事等協議の件、内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室次長二宮清治君外八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと称する者あり〕
○委員長（谷合正明君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(谷合正明君) 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○林久美子君 民主党の林久美子でございます。どうぞよろしく願います。

今年に入ってから、もう靱井会長にお目にかかるのは一体何回目だろうかと思うぐらいに当委員会にお越しをいただいているわけでございます。会長の一連の、就任会見に始まって、ハイヤー代金の立替え問題とか、先日は総務省からの行政指導文書を受取を拒否したと取れる問題、さらには先日、後ほど伺いますが、経営委員会での会長の御発言等々、枚挙にいとまがないくらいに靱井会長の立ち居振る舞いが大きな問題になっていると思います。

私は、かねてから申し上げておりますが、NHKさんというのは国民の受信料によって成り立っている公共放送であるということでございまして、本日も一視聴者として、視聴者を代表する気持ちで靱井会長及び皆様方にお話を伺ってまいりたいと思います。

それでは、早速、先月二十八日に行われました経営委員会に関して、確認をまずはさせていただきます。

この経営委員会の中で、ハイヤー代金の立替え問題を含めた一連の会長の言動、あるいは予算が二年連続で全会一致を得られなかったことなどから、経営委員会の浜田委員長から会長に対して厳重注意が行われました。議事録を読んでいると、この厳重注意に対して靱井会長は、「私が厳重注意を受けるいわれはないと思います。」と発言をされています。これは間違いのないですか。

○参考人(靱井勝人君) まず、これは質問として申し上げます。そういふ意味において、私はその中でこういふことは申しました。

○林久美子君 質問というのは意味がよく分らないのですが、議事録によると、「私が厳重注意

を受けるいわれはないと思います。」と断定的に述べていらつしやいます。後に浜田委員長から、「それは、ああいう事態に至ったことの結果責任です。」と御指摘がなされまして、それに対して靱井会長は、「あれはNHKを傷つけたとは思っていません。」とお話をいらつしやいます。この「あれ」というのは一体何を指していらつしやるのでしょうか。

○参考人(靱井勝人君) 御党との部門会のござい。

○林久美子君 あの激しいやり取りがあった部門会議を指しておつしやつた。そのときの靱井会長の立ち居振る舞いがNHKを傷つけたとは思っていらつしやらないということで、これはよろしいですか。

○参考人(靱井勝人君) はい、そのとおりで結構でございます。民主党の部門会議では私の発言などをめぐって議論が紛糾したと、こういうことでございます。これはテレビを見れば分かることでございます。

私はあの日、NHKの新しい三か年経営計画を説明しに来いと、こういう趣旨で私は参つたつもりでございますが、委員も多分出席されていたんではないかと思いますが、あのとき、のっけから去年の話になりましたので、話が違ふんじゃないかということでも私もいろんな議論をさせていただきます。

翌日から翌々日の衆議院の予算委員会、その中の一人の議員から言葉遣いがまずかつたという、こういうふうなことをおつしやいました。それで私も、非常に私としても申し訳ないということでこの件は終わっているということで、私はそういう意味でNHKを傷つけていないと申し上げたわけでございます。

○林久美子君 もうそこは会長と決定的に私は見解が違ふということはお申し上げておきたいと思

います。公共放送のトップとしての立ち居振る舞いというの、やはり非常に重要であると思

います。多くの視聴者が公共放送であるNHKのトップとして靱井会長を見ていらつしやるわけですから。しかも、経営計画について説明に來いと言われたから行つたということでございましたけれども、それに絡んで、当然、全体の会長のことも含めていろんな議論がなされるということについて、私は何らかしなことでないというふう

に思っております。ただ、そもそも私は、NHKというのは、NHKがあつて経営委員会があつて総務省があつて、それぞれにしっかりと存在する中でパワーバランスが保たれながら、多くの国民の期待にこたへるNHKとして存在しているのではないかと

いうふうなことを、会長のこの経営委員会において厳重注意を受けるいわれはないという御発言を含めて、私は、どうも会長は、経営委員会と会長の関係というのを、NHKとの関係というのをきちつと理解していらつしやらないのではないかと思つてござ

います。その上で、会長にお伺いしたいのですが、経営委員会というものはNHKにとってどのような存在、位置付けでしょうか。

○参考人(靱井勝人君) 経営委員会はNHKの最高意思決定機関でございます。同時に、NHKの業務が適正に執行されるよう我々執行部の職務執行を監督するという役割を担うものと認識しております。

○林久美子君 浜田委員長、いかがですか。

○参考人(浜田健一郎君) 経営委員会は、放送法上、NHKの最高意思決定機関であるとともに、会長以下執行部の職務執行の監視・監督機関でもあり、重い責任を持つていらつしやうに認識をしております。

○林久美子君 そういうことでは、執行部の職務がきちつと行われているかどうかを監視、監督する機関でもありますから、それが適切ではな

いということであれば、当然、先日のように厳重注意ということになるわけでございます。

靱井会長、放送法五十一條、お分かりでしょうか。

○参考人(靱井勝人君) 「会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。」と、こうなつております。

○林久美子君 御答弁のとおりです。

経営委員会の定めるところに従つて、その上で、会長、聞いていただいておりますが、上を御覧いただいておりますけれども、きちつとこちらを御覧ください。その上で会長は協会の業務を総理すると定められているわけです。これは法律で定められている。さらに、NHK業務の決定権は経営委員会にありますし、NHKの予算も経営委員会の議決を経て国会で承認をされるものでござ

います。さらに、放送法第三十九條には、経営委員会の運営として、「会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。」と定められて

います。就任以降、経営委員会で様々な御発言を会長はなさつていますが、会長が好む勝手に経営委員会の中で言いたいことを言つてもいいと、そういう位置付けにはなつていないんですよ。会長、いかがですか。

○参考人(靱井勝人君) 御参考までに、放送法第四十條三項、「会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができ

る。」と、こうありますので、私は、経営委員会に出席できる、そこで意見を述べることができると承知いたしております。○林久美子君 意見を述べられることは認められていると。しかしながら、最高意思決定機関の経営委員会が総意として会長に対して厳重注意を行つたことに

対して、会長おつしやるわけですよ。浜田委員長、経営委員会

発言をされるということをごのようにお考えでしょうか。

○参考人(浜田健一郎君) 四月二十八日の委員会では、いろいろやり取りはございましたが、結果として会長は経営委員会の総意である注意を受け入れられたというふうに理解をしております。また、会長には、その日の経営委員会で決定した委員長見解にありますように、公共放送のトップとしての責任を再確認し、様々な意見に對してもこれまで以上に誠意を持って対処するよう努めるべきであると申し上げております。

このようなことを含め、今後も経営委員会として責務を果たしていきたいというふうに思っております。

○林久美子君 会長、今、浜田委員長がお話になったように、嚴重注意をしつかりと受け止めたということで、お受けになったということよろしいですね。

○参考人(榎井勝人君) まず、ちょっとその前に、私は経営委員会に出席したときは当然意見を述べるわけです。あの嚴重注意の中身について、どうしてでしょうかという、こういうことを聞きました。それで、委員長から最後に、これは委員会の総意であると、こう言われたわけです。それについては私は是非もないんですよ。そのままお受けしました。

○林久美子君 会長、議事録をたどると、嚴重注意をされて、受けて、それについてどういうことですかと会長が聞かれて、経営委員長の方から、部門会議での話やハイヤーの問題で話ですと言われて、その後には榎井会長は、嚴重注意を受けるいわれはないと思えますとおっしゃっているわけです。そういうことはしっかりと受け止めていたのだと思いますよ。

更に驚くべきことに、この経営委員会の場において、ハイヤー問題については、「ハイヤーの問題は、なにが問題なのか」と、会長、御発言されていますよね。今でも、このハイヤー代の立替え問題について問題はなかったと思ってい

らっしゃるのでしょうか。

○参考人(榎井勝人君) 私は、ハイヤー問題については、公私混同だと言われて、そういうふうな疑念がどこから出てくるか分かりませんけれども、そういう疑念が出てきたことに對しては私は大変反省もしておりますし、申し訳ないと思っております。これは何度も説明しておりますが、十二月二十六日に、私は車を頼むときに、公用車じゃなくてハイヤーを頼んでいるとございます。これが私が私で使うということの何よりの証拠でございます。これは御理解いただきたいと思えます。

それから、ハイヤー代の問題については、これは確かに、私が途中で請求書はどうなったということをお聞きなされたことは、これは非常に私としては事務的には問題があるというふうに思っておりますが、これはあくまでもやはり事務処理上の問題でございます。いいですか、これはハイヤーの伝票の事務処理上の問題でございます。これについて私はなぜ嚴重注意を受けなきゃいかぬのかという質問をしたわけでございます。それについて、これは委員の総意であるということであつたので、是非もなく私はお受けいたしましたわけでございます。

○林久美子君 言葉を失いそうになるのですが。しかも、榎井会長はこのハイヤーの問題について、会長がハイヤーの請求書が来たかどうかなど民間では確認しないと思えますとおっしゃっています。NHKは民間会社でしょうか。

○参考人(榎井勝人君) 民間ではと言ったのは、私は民間の経験しかありませんからそう申し上げたわけで、何も民間に限らず、NHKの会長が私が私用で使った伝票がどうなったなんて一聞かないですよ。それはそういう時間がないですよ、そういう時間。それぐらい実務的に分かっています。私は何も受信料を軽率に見ている、軽く見ているわけじゃないですよ。しかし、NHKの仕事をお任せですか。(発言する者あり)

○委員長(谷合正明君) 御静粛にお願いします。○林久美子君 浜田委員長、ハイヤー問題につい

て経営委員会としてまとめられたわけですから、今も、今の会長の御答弁を伺っていますと、今もつて会長が、たしか報告書にはきちつとそういうことについても意識を向けなくてはならないというような記述もあったかと思えますけれども、今の会長の御答弁は全く違うお話だったかと思えます。

浜田委員長、いかがでしょうか。うなずいていらっしゃいますけど、会長が。

○参考人(浜田健一郎君) 経営委員会では、監査委員会の報告に基づき、会長に注意をいたしました。その見解に変化はございません。

○林久美子君 先ほど榎井会長は、嚴重注意はもう受けるも受けないもないんだと、経営委員会の総意として出てきたものなんだからそうなんだと先ほどおっしゃいましたけれども、その中身についてはですよ、その中身については今もって、ハイヤー代の請求書を会長が確認するなんて民間であらうとNHKであらうとおかしいんだとおっしゃったということは、私は嚴重注意をしつかりと受け止めていらっしゃるというふうには思えません。

経営委員長、会長を任命するのは経営委員会です。同時に罷免する権限があるのも経営委員会です。先ほど私申し上げました、総務省と経営委員会とNHKとしっかりとその三者がスクラム組んで国民の公共放送への期待にしっかりと応え得る体制をつくっていくなくてはならない。にもかかわらず、今もつてこの状況です。

私は、会長笑っていらつしやいますけれども、笑っていらつしやいますけれども、このゆめしき事態は、本当にこれは経営委員会としてその存在が問われるんじゃないかと思えます。経営委員会としての判断を求めたいと思えますが、いかがでしょうか。

○参考人(浜田健一郎君) 経営委員会といたしましては、これまで放送法の定めに従って監視、監督の役割を果たしてまいつたと考えております。しかしながら、NHK予算の全会一致の御承認を

実現できなかったことや、参議院総務委員会の附帯決議を始め経営委員会に對して様々な御指摘をいただいていることはしっかりと受け止めなければならぬというふうに考えております。

今後、経営委員会による真摯な議論を行い、合意形成に努め、放送法にのっとり、NHKが公共放送の使命を果たしているよう努力してまいりたいというふうに思っております。

○林久美子君 経営委員会が監視、監督の役割はあるということをごさしましたけれども、結局、嚴重注意をしても、監視しても、監督しても変わらないとしたら、変わらないとしたら、そこから先踏み込んで対応するしかないんだと思えますよ。そういうことも含めて経営委員会の存在価値が問われている、視聴者の皆さんの思いにこたえられるNHKであるかどうか問われているんだと思えます。

そして、もう時間がなくなつてまいりましたから詳細にはできませんが、先日の四月二十八日の総務省からの指導文書の受取拒否問題ですよ。

総務省の方が三時間もNHKに行つて待たされる、会つてもらえない。榎井会長は連絡を取りながら対応をしていたとおっしゃるけど、九時半までNHKまで帰つてこない、何をしていたかは言わないという。監督官庁である総務省からの指導文書に勝る重要な案件があつて九時半まで戻れなかったというのであれば、私は、堂々と会長、それを述べられるべきだと思います。

そして、総務省から出されたこの文書、拝見をいたしました。大臣が何度も何度も報告書を読まれて、誠意を尽くしてきちつと直接手渡そうとして作られた文書ですよ。非常に真つ当なことを述べていらつしやる。監督官庁として、NHKさんしっかりとやってよと具体的なことも含めて記述をしていらつしやる。これに對して、余りにもひどい。ひどいですよ、会長、ひどいと思つていらつしやらないんですか。経営委員会に對しても、監督官庁である総務省に對しても余りにも私は不適だと思えます。それでは国民の信頼を得られる

NHKになれないし、現場で頑張っている皆さんがかわいそうですよ。視聴者の皆さんと直接接している職員の方々の立場になったことがありでしょうか。

もう時間ありませんので、最後に高市大臣にお伺いをしたいと思います。

私は、今の状況は非常に厳しいと思います。大臣の思いもなかなかこの間伝わってこなかったのではないかと思います。そういう中であつても監督官庁として総務省は頑張らなきゃいけない、そういうことも含めて大臣の所見をお伺いできればと思います。

○国務大臣(高市早苗君) 今、会長の御答弁も伺いました。伝票確認など会長の仕事は大変忙しいので一々やっていられないというお話もありました。総務大臣の仕事よりもはるかに忙しいとお見受けいたしました。

私自身は、もしも、議員会館の靴屋さんで靴を買っていますので、ヒールの修理に出したときに、靴屋さんが届けてくださったって数百円でも千円ほどでも立替えを事務所の秘書がしたという、もうその日のうちに必ず領収書を持ってきてくれということで支払っております。

いずれにしても、国民・視聴者から御負担いただく受信料により運営される公共放送としての認識をしっかりと持ちいただき、特に経営委員会から厳重注意を受けられたことについては真摯に御反省をいただき、国民・視聴者の信頼を取り戻していただきたいと思っております。

○林久美子君 終わります。ありがとうございます。

○藤末健三君 私、先ほどの林委員の議論を続けさせていたきたいと思います。

四月二十八日の経営委員会におきまして、林委員からもございましたけれど、靱井会長に対しては、厳重注意という話がありました。それに対しては、靱井会長が異論を唱えたことが議事録からうかがえるわけですが、最終的に、この議事録を見ますと、会長に対する厳重注意は経営委

員会の総意です、これ以上は議論いたしませんと、経営委員長が発言で議論が打ち切られております。

これは浜田経営委員長にお聞きしたいんですけど、これは議論が尽くしたからやめたのか、それともこれ以上議論しても無駄というふうに通じたからやめたのか。そしてまた、議事録からは私は全然読み取れませんが、靱井会長が本当に真摯にこれを反省したというふうには理解されているか。その点を教えていただきたいと思います。お願いします。

○参考人(浜田健一郎君) 四月二十八日の経営委員会では注意を伝えただけで、御指摘のとおり、会長からの発言はございました。しかし、その発言は経営委員会が総意として決めた会長に対する注意という決定を覆すものではないと判断をいたしました。委員長として議論は終了をいたしました。このような経緯はございましたけれども、結果として会長は経営委員会の総意である注意を受けになったというふうには判断しております。

○藤末健三君 靱井会長にお聞きしたいんですが、この千二百三十六回、四月二十八日の経営委員会の議事録を読みますと、先ほど申しましたように、浜田委員長が、会長に対する厳重注意は経営委員会の総意です、これ以上は議論いたしませんとおっしゃった後に、靱井会長が分かったとおっしゃっているんですが、これはもう議論をしないということが分かったのか、それとも本当にその厳重注意とか経営委員長のコメントの趣旨について理解していたか、それを教えてください。お願いします。

○参考人(靱井勝人君) いろいろ議論しましたけど、厳重注意が総意であるということを理解したという事です。

○藤末健三君 御自分が悪いとかいう、そういう反省はされていないわけですか、そうすると。注意を理解されたんであつて、自分自身として悪いとは全然思っていないわけですか、そうすると。議事録からすると、ずっと反論を続けているじゃ

ないですか。その点、いかがですか。

○参考人(靱井勝人君) この問題については、私も先ほど申しましたけれども、私がやっぱり公私混同を招くようなことをやったことは大変反省もしているわけですが、こういうことに對して、これは実に事実だけの問題でございまして、私が、ですから、その経営委員会の総意をお受けしたということで、総意と言われますと、私はそこから先は反論する余地はないわけでございます。そういう意味で申し上げたわけでございます。

○藤末健三君 これは林委員からも先ほど話がありましたけれども、議事録を読みますと、最後から四回目の御発言で、ハイヤーの問題は何が問題ですかとおっしゃっているんですね。ハイヤーの問題は何が問題なのですかと経営委員会でおっしゃっているわけじゃないですか。反省というのは全くないんじゃないかなというふうに思いますし、是非会長にもお聞きしたいんですけれども、放送法で定められた経営委員会と執行部の関係性からして、このように会長が経営委員会の決定事項や意見に強硬に異議を唱えるということは妥当と思われるんですか、いかがですか。

○参考人(靱井勝人君) 私は、別に強硬に反対したわけでもございませんし、ただ私の理屈を申し上げたわけで、そもそも、最初に申し上げておるのは、よく議事録読んでほしいんですが、質問しますと言っているわけですよ、質問しているわけですよ。その中で、なぜということがハイヤーと部門会の話になっているわけですよ。

私は経営委員会に出ることを許されているわけですよ。そういう中で質問をするということも、やっぱり言論の自由の世界では当然あつてしかるべきだと私は思います。そこを、会長の発言がどうだこうだという話じゃないんです、最終的には事実として是非もなく受けたということでございしますから、それが事実として残る唯一のものでございします。

○藤末健三君 事実かどうかじゃなくて、そうし

たら議事録要りませんよ、そんなことおっしゃっていたら。最後だけの、結論だけあれば。明確に最後の方に、ハイヤーの問題は何が問題ですかとおっしゃっているわけじゃないですか、厳重注意があつた後に。反省したとは思えませんが、それは、はっきり申し上げて。

もうこれ以上申し上げても水掛け論だと思いますが、放送法を遵守するとおっしゃっているわけじゃないですか。そうすると、二十九条に経営委員会の役割が書いてあるわけですよ。経営委員会というのは、会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保すると書いてあるんですよ、二十九条。それについて異議を唱え続けているというのは、全く私は経営委員会との関係を理解されていないのではないかと思います。

続きまして、これも靱井会長に伺いたいんですが、月刊誌の「世界」の六月号に、NHKの再生に関する上村達男前経営委員長職務代行者の寄稿がこれに載っております。多分読まれたと思いますが、その中で、靱井会長が上村氏を非難する文書を用意し、経営委員会においてオフレコ扱いで表明したいと希望したものの、上村氏が議事録への掲載を条件とすることを求めたために表明を中止したということが書かれてございますが、上村氏のどのような言動について、どのような理由、文面により意見を表明しようとしていたのか、その中身をちよつと教えていただければ、お願いしたいと思ひます。

○参考人(靱井勝人君) これも前から申し上げておりますように、雑誌に書かれていることを一つ一つ私がお答えすることは差し控えたいと思ひんですが、ただ、今おっしゃった上村氏の発言については、私が一方的に上村氏を非難する文書を用意したわけではないんです。これは何かがあるから用意したわけですよ。それは御理解いただきたいと。

ただし、公式には、彼が、要するに皆さんが議事録から省くことは駄目だとおっしゃったので、

私は何も発言していないんです。したがって、上村氏が言っているようなことについては何もありません。これが事実でございます。

○藤末健三君 文書は用意されたわけですよ、イエスカノーかと言うと。文書は用意されたわけですよ、非難する。

皆さん、聞いてください。経営委員会の委員に対して非難の文書を用意するというのは法律上はできないです、それは。意見は言えるかもしれないけど、もし個人の村上委員に物をおっしゃるのであれば、この経営委員会の場じゃない、外の場所であるべきじゃないですか。いかがですか、それ。

○参考人(堀井勝人君) 先ほども言いましたけど、第四十条で、私は経営委員会に出ることができ、そこで意見を言うことができるわけですが。紙を用意したと言いますが、別に紙を提出するわけじゃないですからね、紙を読むわけですから、それについては私の発言になりますし、事実、これは経営委員会が作った議事録にそういうことは一切書いてないんです。なぜならば、私は議事録に書かれることを好みませんでしたから。だから、何も述べてないんです。

○藤末健三君 議事録に書かれないようなことを経営委員会で準備すること自体、おかしくないですか、はつきり言って。

議事録に残せないようなことを経営委員会で議論すること自体がおかしいと思うんですけど、それ、浜田委員長、いかがですか、その点。お答えください。

○参考人(浜田健一郎君) 経営委員会の議事内容につきましては、議事録や記者ブリーフィングで公表しております。それ以外のことににつきましてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

○藤末健三君 まだ議論してもなかなか明らかにしないところがございますので、また引き続きさせていただきますけれど、今日の林委員と私の議論のポイントは何かというと、堀井会長が経営委

員会というものの位置付けを分かっているんじゃないかというところに集約されています、議論は、これは本当に。

同時に、中身の問題については、ハイヤーの問題、これだけ国会で議論し様々な指摘があったにしても、議事録を読むと、ハイヤーの問題は何が問題ですかと質問をされるというレベルでしか御理解いただいていないというのが非常に問題ではないかと思えます。

また、NHKの問題につきましては、まだ「クローズアップ現代」の問題とかほかにもございますので、引き続き議論はさせていただきたいと思えます。

それで、続きまして、情報通信の話をさせていただきます。続きまして、情報通信の話をさせていただきます。

昨年末にサイバーセキュリティ基本法が成立しまして、いろいろ様々なサイバーセキュリティの対策が進んでいるわけですが、このサイバーセキュリティ基本法を議論する当初からやばり気になっていましたのが、中小企業のサイバーセキュリティの対策がまだまだ十分ではないということでございます。

まずは、中小企業のサイバーセキュリティの現状が把握されているかどうか、それを教えていただきたいということでございますし、様々な雑誌とかの記事を見ていると、特に中小企業のサイバーセキュリティ、外部から様々なコンピュータにアクセスがあつてハッキングされるといった攻撃よりも、内部の人から情報が漏れたりするような場合が多いのではないかと、内部に思っていますけれど、その現状の把握及び対策につきまして、総務省、経済産業省、お答えいただけますか。お願いします。

○政府参考人(南俊行君) 総務省の方からお答え、まず先にさせていただきます。

サブライチエーションの一翼を担います中小企業におけるサイバーセキュリティ対策、大変重要だということに私どもも認識しております。

IPAさんの調査によりますと、中小企業で専

門部署を社内を設置しているという企業の割合はまだ一三％にとどまっているということで、対策の遅れがかねてより指摘をされているところでございます。また、メールによる標的攻撃を受ける中小企業の割合も近年増加しているというレポートもございます。

総務省では、組織のシステム管理者を対象にいたしまして、標的型攻撃を受ける環境を疑いの再現をいたしまして、それに対する一連の対応を体験をさせていただくという演習環境を御用意しておるところでございますが、これまでは、どちらかというところ、東京で中央省庁でありますとか重要インフラ事業者を対象に実施してまいりましたけれども、今後は、中小企業あるいは地方公共団体の方々にも裾野を広げてまいりたいというふうに考えております。

環境やレベルに合わせたきめ細かな演習をそれぞれの地方において実施していくことも検討してまいりたいと思えます。

先生御指摘の内部の情報管理の問題は経産省さんの方で非常に手厚い対策を講じていらつしやいますので、今後とも、経産省さんあるいはNISCさん始め、関係省庁と連携をして全体の能力向上に努力してまいりたいというふうに考えております。

○政府参考人(石川正樹君) ポイントだけ御説明させていただきます。

今ちょっと御説明ありましたように、IPAの調査でも、例えば中小企業の場合、パソコンの中にウイルス対策のソフトなどを入れている企業の割合は九割ぐらいいくございますけれども、ネットワークサーバーのウイルス対策までやっているとこととなりますと、三分の一ぐらいいく企業はやっていないというふうな実態がございます。

それから、日本ネットワークセキュリティ協会の調査によりますと、ハッキングなどによる情報漏れというよりも、九割以上は、中小企業の場合、誤操作とか管理ミス又は内部の不正行為というふうなことで内部的なところから情報が漏れている

というケースが多いというのが実態でございます。

○藤末健三君 恐らく今、経済産業省の所管するIPAなどの調査というのは、実際にサイバー攻撃、アタックに遭った人が気付いたときに報告するというパターンになっていると思うんですけど、中小企業の報告というのはほとんどないと思うんですよ、恐らく。

なぜかというところ、恐らく中小企業の方々というのは、サイバーアタックに遭った、若しくは情報漏れが起きたとしても気付かないんじゃないかなというふうには私は思っていますので、もし可能であれば能動的に、報告を待つのではなく、サンプルでも結構ですので、ちょっと中小企業のサイバーセキュリティの調査を掛けていただきたいと思います。

そしてまた、重要なのは、今、ドイツでしたらインダストリアル四・〇とかいう新しいネットワークで管理された製造プロセスというのがどんどんできつつありますけれども、やはり話を聞いてみると、中小企業の部分がセキュリティが甘いと、どんなに大企業などがネットワークでコンピュータで生産プロセスを全部管理しようとしても、一番端っこの中小企業などのセキュリティが破られたらおしまいではないかという話を実際のサイバーセキュリティの専門家からは聞きましたので、経済産業省、総務省、そしてNISCがございまして、内閣情報セキュリティセンターで、是非とも、中小企業のセキュリティというものを連携して、そして、これからまたサイバーセキュリティ戦略も作られるわけですので、NISCでそういう中で中小企業の位置付けを明確にしていっていただきたいと思います。

そしてまた、今、個人情報保護法の議論がされているわけですが、総務省のICTにおいても個人情報保護というのは非常に重要じゃないかと思えます。特にスマートフォンが普及しておりますので、スマートフォンを中心とした個人情報保護ということでございますけれども、

今、様々な議論、内閣官房の方で個人情報保護法の議論をしていただいているわけでございますが、実際の法律とか、またその執行を見ていると、非常にどんだんどんだん個人情報保護のということが厳しくなっている。

そして同時に、今日議論させていただきたいのは、スマホなどを使います未成年の人たち、この人たちが個人情報の保護、そしてまた利用について成人の同意を得なければできないような状況になりつつありますので、その点、いかがでしょうか。特に私が申し上げたいのは、JIS、日本の標準において個人情報保護のシステム標準がございまして、それと矛盾しないような現実的な委員会規則を作っていたさいたいと思いますが、内閣官房、お願いいたします。

○政府参考人(二宮清治君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、現在、個人情報保護につきましては、個人情報保護法の改正及びマイナンバー利用法の改正を本国会に御審議をお願いしているところでございます。

個人情報の取扱いにつきましては、自ら同意をしたことにより生ずる結果につきまして判断能力を有していないとされます子供等につきましては、法定代理人等から同意を得る必要があるとされていくところでございます。この子供等の個人情報に関する法定代理人等の同意の取扱いにつきましては、今申し上げました法案の中では、委員会規則に委任するということとはなっております。現行法と同様に委員会のガイドラインにおいて整理をするということとしていくところでございます。

なお、現行の主務大臣によりますガイドラインにつきましては、個人情報保護委員会に移管をされることとなります。そこで改めて作成をされるということとなるわけでございますので、その際に、未成年の同意の取扱いを含めまして、JISや各事業分野におけるこれまでの運用を踏まえながら、事業者にとって過度な負担となることがないように対応してまいりたいと考えております。

○藤本健三君 是非、この個人情報保護の方も適正にやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

最後であります、ちよつと今日、NHKの質問もあと幾つか御用意させていただきましたが、十分にできませんでした。

ただ、是非とも萩井会長にお伝えさせていただきたいのは、例えば、先ほど言及させていただきまして月刊誌の「世界」の六月号に上村達男前経営委員長の手記が載っておりますが、先ほど雑誌に書かれていたことに一つ一つ言及されないというところをおっしゃいましたけれども、前経営委員長ですとね、そういう方が書かれたことは関係ないとおっしゃっていますし、またこの雑誌の中でいろんなことが書かれてございますが、やっぱり私は、三月十日に、新しい経営委員による最初の経営委員会の場において、経営委員会後の記者ブリーフィングにおいて個人的な意見は是非控えていただきたいとお願ひしたいと思ひますというところをおっしゃっているわけですが、私も、私は、この発言、そしてまた、この議事録を拝見している中において、やはり経営委員会の位置付けを余り理解されていないんじゃないかと思ひますし、同時に、私は、このような経営委員会で発言された会長は初めてだと思ひますよ、恐らく会長が。

ですから、会長は会長の正義があつておっしゃっているとは思ひますけれども、それはやはりNHKの全体のトップであり、いろんな方々が見ているわけじゃないですか。自分が正しいから正しいじゃない、やはりNHKで働く方々、そして受信料を納める方々が納得できるような行動を取っていただきたいとお願ひしまして、質問を終わらせていただきます。

○片山虎之助君 それでは、一般質疑で幾つか質問をさせていただきます。

も、来年度の税制改正大綱、与党の、それで一〇％になるときは、二十九年度ですよ、軽減税率を導入すると、こういうことが決まりまして、与党税協の中の検討委員会で議論が始まったんですね。何日か前、つい最近ですよ。そこで、恐らく財務省なんだろうが、三案出したんですね、軽減税率の。一つはお米だけ、精米、もう一つは生鮮食料品、もう一つは酒類を除く飲食料品。

しかし、これ、私がよく分からなくても考えて、みんな無理だわね。精米だけでは意味がない、逆進性対策として、でしょう。生鮮食料品というのはいいんだけれども、これは線引きできませんよ。例えば、財務省の説明だと食品表示法か何かで仕分けするということで、一種類の刺身は生鮮食料品だけど、盛り合わせは駄目だということだよ。牛や豚のひき肉はいいけれども、合いびき肉は駄目だ。いや、こんなことをチェックできるかね。それから、酒類を除く飲食料品だと二％で一兆三千億の減収になるんですよ。これも、これだけの減収はどこかで埋めなきゃいけませんわね。

それと、その上に、一番軽減税率で問題になるのは手間なんですよ、事務負担になる。インボイスを導入するんじゃないかはありますよ、ほかの方式もあるというんだけれども、手間が大変で、中小企業や例えば農業の関係の人なんかできませんわね、ほとんど。

そこで、私は、これをどうするか、これからの議論で決めていけばいいんだけど、地方がどうかということなんだ。地方は、私が知る限りでは極めて慎重です。消極的で余り賛成じゃない。それはどうしてかというところ、地方自治体にとってみれば税収が減るんですよ、いずれにせよ、どんな形にせよ。この税収が大変心配なんですよ。地方の取り分が減る、それをきっちり補填してくれるかどうかというのが最大の関心事。代替財源ですよ。それから、今、手間で地方のそういう中小企業を中心に皆さんが渋っているというか、反対しているんですよ。それを受けているということもあるんですよ。

だから、大臣にお願いしたいのは、地方の意見を十分聞いて軽減税率をやるかやらないかも決めてもらいたいし、やる場合に、一番地方が困らないような、そういう導入をしないと私は問題になると思うんですよ。まだ一〇パーぐらいで私個人は軽減税率を導入すべきじゃないと思う。一五になり二〇になれば別ですよ、少なくとも一〇ぐらいまでは。大臣、いかがですか。

○国務大臣(高市早苗君) この消費税の軽減税率制度につきましては、平成二十七年と与党税制改正大綱において、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率一〇％時に導入する。平成二十九年からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。」ということになっております。

五月二十二日の与党税制協議会において、先ほど片山委員がおっしゃった、代表的な例として三案が提示されましたけれども、ただ、それぞれ、対象品目の線引きですとか区分経理の方式、要はインボイス方式か請求書等保存方式かというようなこと、それから安定財源の確保についても課題はあると承知しております。

それから、地方団体からは、この軽減税率制度について、やはり地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう代替財源が必要、それから、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたることから慎重に検討すべきという御意見をいただいております。

こうした地方からの御声も踏まえつつ、平成二十七年と与党税制改正大綱に沿って与党において現在検討が進められている段階でございますので、いましばらくはこれを見守ってまいりたいと考えております。

○片山虎之助君 決まるのはこれからですよ。決まるのはこれからですよ、大きい方向としてはやるということを決めたような格好になっているんですよ、与党としては。

だから、いつやるかというのはもちろんあるんだけど、やるとすれば私は延ばした方がいいと思

う、私個人は。延ばした方がいいと思うんだけど、やるとすれば、大臣、代替財源をしっかりと今から考えておかないと、検討しておいてもらわないと、それはなかなか地方はうんと言いませんよ、地方六団体始めその他も。いかがですか。

○国務大臣(高市早苗君) 地方から特に社会保障に係る財源について御意見をいただいておりますので、そこところはしっかりと検討を進めさせていただきます。

○片山虎之助君 それで、平成二十四年にできた改革基本法の中では、七条か何かに、それについては、軽減税率もいけれども、給付付き税額控除ね、カナダやその他でやっている給付付き税額控除というののもちゃんと検討しろと書いてあるんです。

私は、取りあえずは給付付き税額控除の方がいいと思うんです。ただ、これはマイナナンバーがしっかりと軌道に乗らないと、それは損する人、得する人が出るという議論は当然ありますけれども、マイナナンバーを早く軌道に乗せたらさきと給付付き税額控除を動かして、それまでは簡易な、私、給付制度でいいと思うんです。その方が分かりやすい。いかがですか、これについて。

○国務大臣(高市早苗君) 税制抜本改革法において、低所得者への配慮として選択肢がございます。一つが今、片山委員がおっしゃった給付付き税額控除、それから複数税率、いわゆる軽減税率。共に検討課題とされておりますけれども、まずは現在進められている与党の議論の状況を踏まえるべきだと考えております。

麻生財務大臣が、今国会の予算委員会、与党における検討状況を踏まえつつ、どのような場合でも対応できるように検討していく必要があるという答弁をしておられますので、政府としても、必要な時期に適切に対応できるよう、与党における検討状況を踏まえながら検討していく必要のある課題だと考えております。

○片山虎之助君 とにかく広く意見を聞いて、決まったということではなくて、私、幅広い検討を

してもらうことを強く希望しておきます。

それから、実は木曜日に、株式会社海外通信・放送・郵便が、長いわね、何とか機構法案が出てくるんで、それを質問させてもらおうと思ったんだが、ちょっとできませんので、寺田先生がやりますのでそれはそっちに譲りますけれども、今回、遅いと私は言っているんですよ。こんな機構をつくるんなんもつと早めにやるべきなんで、地デジ日本方式、ブラジルを中心に南米に広がったので、あ、あの辺から考えりゃいいんですよ。それが遅れているじゃないですか。

それから、クールジャパンでしよう。これはいろんな省がやるんだけれども、クールジャパンでコンテンツを売り込もうと。いいですよ、海外展開。これだつて、連携してやるには遅いんですよ。私は、遅くなったのはおかしいと思うんだけれども、皆さんにそれはいろんな事情があると思うんですけれども、今までの地デジの海外での展開、コンテンツの普及で、これが三番目になるんですよ。それで、今後の国際戦略というのは、国際展開というのはどういふ大きな写真を持っているのか、大臣でも局長でもいいから、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) 長い法案名で済ません。株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、これを設立するための法律案でございますけれども、今遅いという御指摘がございました。

ただ、これまで総務省では、主に地デジの日本方式の海外展開、ここに注力をしてまいりました。ようやく成果が上がってきて、今度はこの地デジの国際展開で培った海外人脈を活用しながら更に次の分野にも踏み込んでいこうという段階になりましたので、まさに機が熟した今だと思っております。

ですから、情報通信もそうです、それから放送、それから郵便、こういった分野は規制分野でございますので、やはり海外に出ていくときにどうしても政治的なリスクがある。例えば政権が替わったりして約束が守られないとか、その政治的リス

クに伴う需要のリスクがあると。こういったことから、皆さんに安心して海外で培った人脈をまた更に生かして次のビジネス機会を得てもらおうということ、今のタイミングになりました。

非常に私は可能性のある分野だと思っております。今まで日本企業、主に機器や端末など製品の売り切りでございましたが、ちょっと価格競争でこれではもう中国、韓国に対抗できなくなってきたので、相手国に現地法人を設立をして、それから、当該国のICTインフラを整備するだけじゃなくて、その運営や維持管理、またそのインフラを活用して新たなサービスや放送コンテンツの提供などパッケージで展開する、そういう中長期的な事業が日本の強みを発揮できるものだと思います。

クールジャパン機構とも、目的は違います、基本的な目的、クールジャパン機構の方は、コンテンツ、ファッション、和食など我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品、サービスの海外展開事業を支援するものですから、目的、支援対象も異なりますけれども、ただ、実際の事業者支援に当たりますと、必要に応じて両機構間で情報共有や事業展開による総合的な協力をさきと進めてまいりたいと思います。

○片山虎之助君 機は熟したと言うけど、大臣、もう政府のやることというのは、別に自民党政権云々じゃないですよ、役所のやることはツリートル・ツリートルなんですよ。いつもちょっと遅い、いつも少ないの。今度のこの機構の規模だって、私、少な過ぎると言っているんですよ。やるのなんもつと思いつてやるべきなので、まあ、それは注文だけにしておきます。

もう一つ、郵便をやるというのは、私は大変いいことだと思う。日本の郵便システムは、これは本当によくできているんですよ。何か今ミャンマーで相当いいことになっているし、ベトナムやタイでも広がるように、是非これをやってください。最後にその決意だけ聞いて、質問を終わります。

○国務大臣(高市早苗君) エールを送っていたいてありがとうございます。

今夜、ミャンマーからミヤツ・ヘイン大臣が来られてまして、覚書に署名をいたします。ミャンマーについても、日本郵便の専門家を派遣して主要三都市で技術指導を実施しまして、郵便品質の向上も達成されました。ベトナムでも郵便事業体間の協力を後押ししておりますので、これは相手国の国民の利益になるだけではなくて、日本郵便を含む様々な企業の相手国への進出にもつながりますから、もう熟度が高まった案件については、是非ビジネス展開支援するために、今後御審議いただきます機構ができました折にはそれを活用させていただきますだけだと思っております。

○片山虎之助君 NHK問題も大変だけど、こういう前向きな大きいことも是非やってください。終わります。

○寺田典城君 寺田が質問いたします。よろしくお願ひします。

いきなり、問い二の方にいきます。

限界集落など過疎対策の在り方について、総務省の見解を簡単に取りあえず答えてください。地域力創造審議官からお願いします。

○委員長(宮本正明君) 端的にお答えください。

○政府参考人(原田淳志君) お答えいたします。過疎地域におきましては、昭和四十五年以来、特別法が制定されて、累次の過疎法に基づく対策によりまして、インフラ整備率が向上、人口流出の歯止めにも一定の効果があったものと考えております。ただ、一方で、依然として多くの課題も抱えております。また、特に人口減少、高齢化が著しく進む過疎地域等の条件不利地域におきましては、維持が困難な集落が増加しており、住民の安全、安心に関わる問題が深刻化しております。ただ、過疎地域は、国土の保全、貴重な郷土文化の伝承等々、様々な多面的な機能を有しているとともに、多くの方々にとりまして大切な故郷で

でございます。これらのことから、過疎地域の問題解決は国民全体の課題と捉えまして、それぞれの地域がその実情に応じまして、過疎地域等の集落ネットワーク形成支援事業を始めとします過疎地域等自立活性化推進交付金、あるいはソフト事業にも活用できる過疎対策事業債などを活用しまして、きめ細かく実効性のある対策を行えるよう積極的に支援してまいりたいと思っております。

○寺田典城君 一から十までみんな答えられたんでは、それで内容的には多面的な機能を過疎地域に持っている。だけど、私は限界集落のことを聞いているのね。

ネットワークだと交付金だと言っているんですが、私、何回も行きました、限界集落に自分で、どうすべきかということで。先週の土曜日も行ってきました。感激したのは、限界集落の人の生きる力、それから環境を守ろうとする力。だから、里山が残っているんですね。ですから、皆さん、役所が補助金でネットワークつくるとか交付金をやっているとかというのは、確かにそれもあるでしょうけれども、今あの人が何言っているかという、役所は効率だけ考えて住民のことは考えていないと、こういう言い方もするんです。その土地から人がいなくなつたらどうするのと言われれば、確かに想像すれば、あの原発事故が起きたそれこそ被災地ですね、原発の放射能があつて人が住めないという。あのような格好で二年、三年になればなりますよ、里山が。

ですから、私たちはどうすべきか。それはやはり、例えば何をつくつてやるとかという栄養補給型ではもう無理だと思ふんです。千五百人が今現在六百人で、将来四百人ぐらいで何とか止まつて、これをもう守っていくというような形でやっていると、人を大いに尊敬して、そして、後を見ておるというんですか、見守るというんですか。ただ、やはり買物は非常に不便だから、コンビニみたいな、積んだ自動車を出してあげるとか。それから、生きた農業。ほとんどの人はやっていますから、ファーマーズマーケットに届けるような何か

のシステムとか、そういう心の通つたことをやつぱり皆さんが見てやっていかなきゃならぬと。

本論はそこじゃないんですよ。私が心配しているのは、これから二〇二五年になれば高齢化率が三〇％で、七十五歳以上の人が、私も七十五歳に今年からなりますけれども、一八％になるんですよ。ですから、要するに、里山に住んでいないで、農業やっていない、サラリーマンやっている人が六十五歳定年になってから二十年も生きなきゃならぬですよ。この人の生きがいはどうつくるんだということが一ついるんな形であると思うんです。

ところが、今、「市政」ということでこれ出てきたら、全部コンパクトシティーのことばかりなんです、コンパクトシティー・アンド・ネットワーク。国土交通省はお金があるから、お金を出します。行政は、そうすると、補助金が出れば飛び付きます。流行に敏感です、私も市役所におりましたから。そして、全国一律の制度。こんなことでそのまま乗つちやつたら大失敗すると思うんです。

だから、コンパクトシティーの町づくりだったから、もつともつと、例えばその地域は子育て、教育の地域とか、人材育成地域でいろんな資格取らせるだとか、そういう目的をはつきり持った、ただコンパクトにするというように形じゃ駄目だと思うんですよ。

だから、地域力創造審議官、あなたね、一か月の間に二十日間ぐらい、ずっとあちこち見て回ってきた方がいいと思うんですよ。私も一緒にいくと思いますし、大臣は片山先生の代わりに木曜日にやりますから、ひとつ堪忍してください。ちよつと審議官、それと大臣も一言答えてください。

○政府参考人(原田淳志君) 過疎対策の基本は、そこにお住まいになられる方々が住み続けるような対策を取っていくことが基本であると思うて

おります。それにはもちろん、地元に対する愛着、それと誇りを持って生活をしていただくことが必要です。で、我々、そういう地域の皆様の気持ちを持ちながら、また実情も十分把握しながら対策を進めてまいりたいと考えております。

○国務大臣(高市早苗君) 私も、国会のお許しがいただけたら、先生と一緒に二十日間ぐらいいいゆるる限界集落を回らせていただきたいと思うんですけれども、代わりに原田さんを同行していただきますように、連れていってやってください。とにかく、生活の安全ですね。安全に暮らせて、そしてやつぱりそこちゃんとした交通、ちよつと出かけるにしても地域交通がある、そしてまたお買物ができる。もう普通の暮らしがちゃんと保障される、そういう集落が増えていくこと、そこで、やはり地域で自分が貢献してきたことがこれからも続けられる、健康で続けられる、そういう地域が増えること、そのために精いっぱい頑張りたいし、そして、やつぱり自分のふるさとへの若い人たちの移動、つまり人の流れというのをつくるために頑張つてまいります。

○寺田典城君 時間になりました。とにかくコンパクトシティーの在り方については本当に深く総務省も考えていただきたいし、コンパクトシティーになれば必ず地方債も発行しなきゃならなくなってくるわけですから、いろんなことで多面的に物を見て、やはり一つは仕事があるかないか、生きがいを持たせることができるかできないかが一番大事だと思っています。

それで、町に住んでいる人は、どちらかというと、やつぱり公務員だとか警察官、学校の先生だとか銀行員などが多いんですよ。この人が、私、消費者委員やっておつたし、委員長もやったことがあるんですよ、引つかる率が一番多いんですよ、おれおれ詐欺みたいなのに。だから、そういうことも含めて、そういう人がいるところはどのような町づくりするかも含めて考えていただきたいな、勉強したいなと思います。これからこのことについてはもつと深めてまいりたいと思います。

ます。よろしくお願いします。

以上です。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。今日は、地方公務員の給与制度の総合見直しについて取り上げます。

昨年十月、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」を総務省が発出しました。その中の、第二、給与制度の総合見直しについて、国家公務員の給与制度の総合見直しが今年度から段階的に実施される時期を念頭に適切に見直しを行うことを求めています。

そこで伺いますが、この総合見直しに基づいて給料の見直しを議決若しくは議決準備している団体数、また検討中の団体数、そして見直しを予定していない団体数について、都道府県、政令市、市町村ごと、それぞれ数を教えてください。

○政府参考人(丸山淑夫君) お答えをいたします。

地方公共団体における給与制度の総合見直しの取組状況につきましては、総務省において平成二十七年四月一日時点の調査を行っております。

これによりまして、給料表の見直し状況について取りまとめた結果、給料表の見直しに関する条例について議決済み又は協議中等の団体は、都道府県で四十二団体、指定都市で五団体、市区町村で千四百九十七団体となっております。このうち、都道府県四十二団体、指定都市四団体、市区町村千四百四十五団体が見直した給料表を本年四月一日より施行しているところでございます。

また、執行部側において対応方針を検討中であるなど、検討中の団体につきましては、都道府県四団体、指定都市十五団体、市区町村百三十九団体となっております。予定なしとしている団体は、都道府県一団体、指定都市には該当がありません、市区町村八十五団体となっております。

総務省といたしましては、引き続き、給与制度の総合見直しが適切に行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○吉良よし子君 様々な対応を行っているという

ことですが、今年度、四月に国家公務員は始まるのに対して、地方自治体の方ではまだこういう状況だということです。

この給与制度の総合的見直しについては、昨年八月の人事院勧告を受けて、国家公務員の俸給表水準を平均二％引き下げるとともに、地域手当の支給割合の見直しを行うことなどの国家公務員給与の見直しを踏まえて地方公務員の給与の見直しを求めるものと理解しておりますけれども、それが及ぼす影響について二点確認をさせていただきます。

一つ目は、給与制度の総合的見直しによる人件費の削減効果について、昨年の衆議院内閣委員会、平成三十年度時点におきまして、地方公共団体につきましては、総務省の試算によれば三角、マイナス二百億円程度でありまして、義務教育国庫負担金等の両者に重複している部分を除く国、地方の純計ベースでは三角、マイナスの二百五十億円程度となっておりますとの答弁がありますが、この試算で間違いがないかという点が一点目です。

そしてもう一点、これも昨年の衆議院の内閣委員会、全ての自治体で国家公務員と同様の見直しを行うと単純に当てはめた場合の影響について、総務省は、給料と地域手当を合わせた給与水準について、上昇すると思われる団体の数は二百五団体、おむね維持されると思われる団体が三十団体、低下すると思われる団体が千五百七団体と答弁されていますが、この数も間違いのないでしょうか。

○政府参考人(丸山淑夫君) 答えたいします。まず、仮に国家公務員と同様の給与制度の総合的見直しを行った場合の影響額についてでございますが、経過措置終了後で二百億円のマイナスと考えてございます。また、これは一般財源ベースで見ますと千九百億円のマイナスといった試算でございます。

また、全ての市区町村におきまして国と同様の給与制度の総合的見直しに取り組んだ場合について

て機械的に試算いたしますと、三年間の経過措置終了後の給料と地域手当を合わせた給与水準については、給与水準が上昇すると思われる団体が二百五団体、おむね維持されると思われる団体が三十団体、低下すると思われる団体が千五百七団体と見込んでございます。

○吉良よし子君 間違いのないことでしたけれども、費用面を見ても約二千億円のマイナスで、給与水準引下げになる団体の数は千五百七団体にも及ぶということであり、総務省が発出した「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」というのは、つまり、国家公務員の給与を引き下げるのに合わせて地方公務員の給与も引き下げよと求めているということになると思うわけです。先ほど確認した、給与が低下すると思われる団体の数、千五百七という数字は地方自治体のうちの八〇％を超える値となっていて、これは地方にとつて極めて影響が大きいと言わざるを得ません。

事実、昨年八月に、全国知事会、全国市長会、全国町村会が、この勧告、人事院勧告により、地方と都市部の公務員給与水準の格差拡大が生じるばかりでなく、特に地方においては、公務員給与に準拠した賃金を支給している事業所等が多いことも踏まえると、結果として官民を通じて地域間の格差が拡大することとなりかねない指摘しているわけです。

政府、総務省は、この間、地方創生、若しくは頑張る地域を応援する、地域で働き続けられるようにしていくと繰り返されていますけれども、これによって地域が頑張れるのか、地域で働き続けられるのか。その点、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) 総務省としましては、総務省の有識者検討会の提言ですとか国家公務員給与の見直し方針を踏まえまして、地方公務員給与についても適切に見直しを行うよう要請しております。

また、昨年度の給与改定につきましては、国は七年ぶりの引上げ改定がなされ、多くの地方公共

団体においても引上げ改定がなされております。国家公務員と同様に給与改定と給与制度の総合的見直しが行われれば、本給は上昇した給与の水準で三年間の現給保障措置が講じられるため、給与水準が直ちに下がるものではないことから、これが地方創生を進める上で大きな問題になるとは考えておりません。

なお、給与制度の総合的見直しを内容とする人事院勧告につきましては、昨年八月に地方三団体、つまり全国知事会、全国市長会、全国町村会から意見表明がなされました。官民を通じて地域間格差拡大への懸念も指摘されておりましたけれども、見直しそのものに反対をしておられるのではなくて、このような問題を踏まえて、アベノミクス効果の地方への波及を図るなど、適切な措置を講ずることへの期待を示す内容となっております。

これを受けまして、私としまして、政府として適切な措置を講じられるように取り組んでまいりました。地方創生のために必要な経費の確保など、その取組については地方側からも一定の御評価をいただいていると考えております。

○吉良よし子君 直ちに下がらないとか、見直しそのものの反対ではないという御意見でしたけれども、事実としては、この総合的見直しをそのまま取り入れられれば給料が低下するというのが千五百七団体に及ぶということであり、これはやっぱり問題だと思えますし、やはりそれによって地域間の格差、そして公務員同士の格差も更に拡大するということは、私、強調しておきたいと思うんです。

中でも、今回の見直しの対象にもなっている、各地域の民間賃金水準を的確に反映させるとして主に都市部の市とか区を対象として支給される地域手当、これが今回、この格差を更に助長しているという問題もあると思うんです。とりわけ、今回、全体として多くの団体で給与引下げの対象となる中で、地域手当が支給されていない市町村では、見直しにより給与引下げとなればそのまま下

がりつ放しということになり、勤務地域によって公務員の間で大きな給与の格差が生じてしまうというのが問題だと思っております。

ここで紹介したいのが千葉県の事例なわけですが、千葉県内で地域手当指定基準を満たしているのは県内の市町村数の約半分、二十市町になるわけですが、お配りしている資料、これ見ていただきたいんですが、これでも明らかなように、そのほとんどが東京湾側の方に面した市町になっているわけです。その住民は東京都内や千葉市など都市部に通勤、移動しているわけで、一方、太平洋側に面する市町村の多くは地域手当未支給となっております。

この未支給の自治体の団体の担当者からは、地域手当で賃金格差が広がり、募集の段階から地域手当が支給される隣接自治体の方に人が流れていくと、町村では職員数が少なく、一人で複数の担当をこなさざるを得ない、こうした中で、都市部には地域手当が支給されて町村は対象外、仕事内容から見ても賃金格差が一六％もあるとは思えないなどの声が寄せられているわけですが、事実、地域手当の対象であるうとなかろうと、どの市町村でも職員は住民へのサービス行つて、行政水準の維持向上に力を尽くしているわけです。

そういう中でこうした地方公務員の中での格差が助長されてしまっているということは、人材確保を含めた人事管理や職員の士気に関わる問題だと思っておりますが、こうした地域の声を大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) 地方公務員の給与は、地方公務員法第二十四条の給与決定原則に基づいて、地域民間給与と国家公務員の給与等を考慮して定められるべきものとなっております。

今回の国の給与制度の総合的見直しにつきましては、地域ごとの民間賃金の水準をより的確に公務員給与に反映する観点から、俸給表水準の平均二％の引下げと併せ、地域手当の区分を従来の六区分から七区分とするなど、支給地域、支給割合の見直しなどが行われました。

ちなみに、松江市というのは地域手当の支給基準を満たしていない、そもそも島根県には支給基準を満たす市町は一つもないという地域になっておりまして、そうした島根のような地域手当の支給基準を満たさないような県というのは全国で十

○渡辺美知太郎君　無所属の渡辺美知太郎です。先ほど片山先生が軽減税率のお話をされていますが、私も昨日、決算委員会で麻生大臣に質問をしたときに、決算委員の先生方はお聞きなられたと思いますが、いろいろと問題が出てきたという答弁をされています。ちよつとこの軽減税率については、まず、やはり片山先生がおっしゃったとおり給付付き税額控除の方がよいのではない

当日は、総務省からの求めに応じまして、十八時から調査報告の内容について説明してほしいというところで説明に赴いたところ、その場で、そのときに総務大臣名の行政指導文書を出したいというお話が出ました。その場で受け取ることにについて担当者では判断できないということで、その場では、その時点では一旦待っていただいたというところでございます。

○参考人(井上樹彦君) 可能性があるかどうかは実はそのとき分かりませんで、先ほど申し上げましたけれども、報告書の説明を十八時ぐらいいから始めまして、それで、十八時半頃に大臣から行政指導文書の発出があるということが伝えられました。その後、会長らに連絡したということで、事

前の報告とか連絡は私も受けておりませんでしたし、会長にも連絡していなかったということです。
○渡辺美知太郎君 違う。そういう話をしているんじゃないんですよ。そういう問題ではない。
井上理事がまず総務省に行きましたよね。総務省で別件でお話をしているときに総務省の職員の方から、大臣から行政指導の文書をお渡ししたいと、井上理事は御自身の判断で、受取はちよつと保留をさせていただきとおっしゃったわけですね、ここまでは合っているわけであつて。NHKに帰る前に連絡はしているんですよ、NHKの本社に。つまり、総務省に行きました、行ったときに行政指導の話がありましたと、それはNHKに帰る前に本社に連絡をしているんですよ。伺います。

○参考人(井上樹彦君) ええ、連絡しております。
○渡辺美知太郎君 つまり、会長まで行っているはずですよ、これは。
○参考人(榎井勝人君) 残念ながら、そのときまではまだ私は連絡を受けておりませんでした。

○渡辺美知太郎君 ちよつと食い違いがあるように思われるんですが、井上理事はどなたに、じゃ、報告されたんですか。これ会長にもお伝えくださいとは言っていないんですか。
○参考人(井上樹彦君) 会長が連絡がその時点までなかったというのは、私が連絡するまでになかったということで、私の連絡を通してその文書が出るということが分かったということです。
○渡辺美知太郎君 じゃ、知っているわけじゃないですか。

だから、僕が言いたいのは、総務省の職員の方がNHKに行ったときには、もう会長、悪意があったということですよ、これ。知っているわけですよ。
○参考人(榎井勝人君) それはもう井上が戻ってきたときには聞いておりますが、総務省の方が来られたときには私は実はセンターにはおりませんでした。

○渡辺美知太郎君 会長、別にどこにいう方が関係ないですよ。善意か悪意かの話をしているんですよ、知っているか知っていないかという話であつて、会長は、総務省の職員の方がNHKに来ているときに、当初はNHKに來られる趣旨が分からなかったで結果としてお待たせすることになつてしまったと思うんですけどおっしゃっていますよね。でも、NHKに職員の方が来るときにはもう行政指導の連絡が来ていたということですよ。会長、どうですか。会長ですよ、会長。
○参考人(榎井勝人君) 私は存じ上げませんでした。
○渡辺美知太郎君 これ、どうなっているんですか。だつて、井上理事が本社へ連絡したんですよ。会長にも当然これ行きますよね。別に、会長がどこにいかとかの関係じゃないです。会長が、要は総務省の職員が来たときに、善意か悪意かという話をしているんです、知っているか知っていないかという話をしているんですよ。どつちなんですか、これ。ちよつと、それしつかりしてください。
○参考人(井上樹彦君) 会長は、我々が、私が連絡して局に戻るまで、総務省の方がNHKに来ていたということは会長自身は知っておりませんでした。

○渡辺美知太郎君 だつて、時間、大分、三時間お待たせしているんですよ。それ、おかしくないですか。おかしいですよ。おっしゃってください。
○参考人(井上樹彦君) 会長は、時間は確かにその間掛かつてはおりますけれども、会長自身はそのことは知りませんでした。

○渡辺美知太郎君 でも、これ重要な話ですよ。だつて、総務省に行つて行政指導の文書を渡されそうになりましたと、普通、そうしたらすぐに報告しますよね。それで三時間も知らなかったというのはいちよつと理解し難いんですけれども、どうなんですか。それ、井上理事は連絡すぐしたんですよ。その後、多分すぐに会長のところに来ていたんじゃないですか。ちよつと、そのタイ

ムラグがすぐく気になるんですけれども。
○参考人(榎井勝人君) いろいろ連絡は取っておりますが、総務省の方がお見えになつていてことは知りませんでした。これが事実でございます。
○渡辺美知太郎君 だつて、連絡が来たと言つてましたよ。

さらに、行政文書を持っておられることが分かつたので、現在確認中であるとおっしゃつていて、だつて、NHKに総務省の職員がわざわざ来ているんですよ。さらに、その前に井上理事が行つたときに行政指導の文書を渡されそうになりましたと、これ大事な話で絶対連絡しているはずですよ。それ知っているんじゃないですか、会長、どうなんですか。
○参考人(榎井勝人君) 井上から報告を受けるまでは私は存じ上げませんでした。

○渡辺美知太郎君 じゃ、報告はいつですか、いつあつたんですか、それは。報告、井上理事からの報告を知つたのはいつですか。何時ですか。
○参考人(井上樹彦君) 当日の対応の経過については余り詳細は御容赦いただきたいんですけども、会長が戻つてから、今総務省の方が来られて待つていらつしやるということを伝えております。

○渡辺美知太郎君 じゃ、それ何時ですか。じゃ、知っているんじゃないですか。総務省の職員が来ているときに会長には連絡しているということですよ。
○参考人(井上樹彦君) これは、当日は総務省の方も待つていらつしやいますし、とにかく内容を確認したいということで、そつちの方を最優先して協議していたわけです。

○渡辺美知太郎君 だつて、総務省の職員が来たから、何事かと思うわけですよ。井上理事はもう事前に行政指導の文書を渡されると知つていてわけですよ。あえて、それを連絡しているんですよ。それ、どうなっているんですか、理事。
○参考人(井上樹彦君) その総務省の方が、途中までは分からなかつたんですが、途中から文書を

持つて来られていたことが分かりましたので、その文書について総務省との間で確認をずつとしておりました。その確認中であるということとその職員の方たちにも伝えておりました。
○渡辺美知太郎君 いや、だつて、普通に考えたら、行政指導をもらう、これは一大事なわけですよ。それを伝えていませんと。だけど、職員が来たから普通推測できるわけですよ。その食い違いが非常に気になるんですよ。
○参考人(井上樹彦君) それはもう当然、行政指導文書が来ているということは、もう会長も含めて関係の役員に伝えておりますので、もちろん総務省から人が来られているということもこれは大それたことですが、もうその文書が来ていて、それを受けるか受けないかというふうなことで協議しようということをやつておりましたので、そのことは真剣に対応していたわけですよ。

○渡辺美知太郎君 ちよつと時間になつてしまつたので質問は以上にしたんですけれども、井上理事、井上理事は、行政手続法上、行政指導、これは任意の協力を求められているにすぎないんですよ、指導文書の受取というのは拒否とか留保というのは通常想定していないんですけど、それをあえて知つていてやつたのか、それとも知らなかつたのか、それとも、事前に執行部の方々から、行政手続があつても安易に受け取らないようにと、いずれ、どの判断で取らなかつたんですか。単に行政手続法上のことを知らなかつたのか、それとも知つていてあえて受け取らなかつたのか、それとも事前に言うわけていたのか、それだけお答えいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○参考人(井上樹彦君) 受取を拒むとかという考えとかは全くありませんでした。ただ、内容について確認したいところを確認したいということで当日は話を交わしておりました。
○渡辺美知太郎君 以上です。
○又市征治君 NHKから入ると終わりそうにな

ます。

最初に、四月十七日の毎日新聞に掲載された地域別所得格差について総務省に伺ってまいりたいと思います。

この記事は、総務省が毎年公表している市町村税課税状況等の調べを基に、地域別所得を求め、いろいろと分析をしているわけですね。そこで、まずお聞きをしますが、総務省のこの調べ、大変貴重な統計だと思いますけれども、総務省はこの毎年の調べの結果をどのように政策に反映をさせているのか、また、この十年間の市町村税課税状況の推移についてどのように評価をされているのか、この二点、お聞きをします。

○政府参考人(平嶋彰英君) お答え申し上げます。

まず、第一点目の市町村税課税状況等の調べはどのようなもので、どういうふうに使っているかということでございますが、毎年度、市町村からの報告に基づき総務省で取りまとめ、そして公表していることは御承知のとおりでございます。個人住民税について見れば、所得の額の段階ごとのデータ、各種控除の適用状況などを統計データとして把握しております。

これは、まず第一には、国における税制改正等の作業の基礎資料として極めて重要なものであるということがございます。二番目には、地方財政計画上の地方税の収入見積りなどに使っております。三番目には、個々の団体に交付します地方交付税の基準財政収入額の算定などにも用いております。また、私どもだけでなく、市町村におきまして、このデータを他団体等との比較に使っているものというふうに考えてございます。二番目に、この市町村税課税状況調べにおけるこの十年の状況についてどう把握しているかということでございますが、この点につきましては、ちよつとあらかじめ、毎日新聞の記事ということも御指摘がありましたので、このデータといえますのは、住民税の納税義務者の所得から給与所得控除ないし公的年金控除を引いた額の平均という

ことでございますので、これは何を申ししているかと言いますと……

○又市征治君 それは聞いていないです。

○政府参考人(平嶋彰英君) ええ、それは結果が、実は所得が全体として景気がいいときの方が平均値が減ることもあるという前提を置いてちよつとお答えさせていただきましたと、ここ……

○又市征治君 この十年間の市町村税課税状況の推移をどう見ているか。

○政府参考人(平嶋彰英君) はい。推移を見てみると、この間は一般的には減ってきていて、この数年間は横ばいでございます。そして、この減っている時期は多分、私どもの推測では、団塊の世代の方たちが給与所得者から六十の定年を迎えておられるせいもあるのかなということもありますし、この時期、リーマン・ショックの影響で景気が非常に悪かったということもございます。

それと、最後の年に上がっております。平成二十六年年度でございますが、二十五年の所得でございますが、これについては、これも新聞記事でも分析しておりますが、株式等の譲渡所得が非常に増えてございます。この要因は、株価が上がったということもございしますが、その一方で、実は平成二十六年分から分離所得分の税額が一〇%から二〇%に上がるということがありまして、二十五年の十一月、十二月に多額の譲渡所得が出ているということもございしますので、そういった影響もあったのかなと思っております。

○又市征治君 何か二番目の質問の先取りみたいな感じがするんだけどね。この毎日新聞の、市町村別の課税対象所得の総額を納税者数で割った額を平均所得と算定をしているわけですから、

も、この算定方法について私は総務省はどう受け止めたかと、これ二番目に聞いているのに、あなた先取り。

毎日新聞はこの計算を基に二〇一三年の平均所得額のトップテンとワーストテンを出しているわけで、第一位は港区で一千二百六十六万七千円、最低は熊本県球磨村で百九十三万九千円。物すご

い格差なんですね。この球磨村の平均所得額は港区の六分の一弱。また、二〇一三年は一千七百四十一市区町村の三割の五百十三自治体で前年より所得が減少して、そのうち六五%を超える三百三十七自治体は、私はこの表現は反対なんです、民間有識者会議で言うところの消滅可能性都市、こういうことになる。

そこで、総務省に伺いたいのは、このような地域別所得格差が生まれる背景、どのように見ておられるのか、このような地域格差は地方創生などの政策によつて克服できるというふうに思っております。いになるかどうか、この点をお伺いしたいんです。

○国務大臣(高市早苗君) 所得の格差を考える場合には、市町村単位の平均所得額を基にした地域間の比較だけでなく、物価や地価の動向との関係ですとか、各地域における個人の所得格差の動向なども含めて多角的な視点で考えていく必要があると思っております。さらに、ジニ係数のみではつかみ切れない格差の実像、例えば、全体が伸びていく局面における動きなのか、下位グループの、下の方のグループの状況が更に悪化している動きなのかといった点にも留意が必要で、です。

から、こうした留意点の存在も含めて、各種の統計指標については今後とも関心を持ってその動向を注視し、税制の在り方の議論にも生かしてまいりたいと思います。

先ほど委員おっしゃいました、人口消滅市町村の話がありました、仮にこのまま何もしなければ、やはり地方における人口減少も相まって、地域間の所得格差というのは急速に拡大するおそれもあると認識しています。しかし、今私たちが的確な政策を展開して官民挙げて取り組んでいけば未来は開けると信じておりますので、しっかりとしたローカル・アベノミクスの展開というところを力を注いでまいりたいと思っております。

○又市征治君 まだこの点、もう少し聞きたかったんですが、いずれにしても、二〇〇四年から二〇一三年までのこの十年間のジニ係数、毎日新聞

は求めているわけですが、格差がやつぱり拡大を

してきている、こういう状況があります。

そういう点では、この数字からいくと、株価の問題が大きな問題になって、ひどい話でいけば、港区民の株式譲渡所得は四千八百九十一億八千九百九十三万円、全国の一三%を港区の区民の株式譲渡所得で占めているという、こういう数値になっているわけでありまして、確かに株価がここ一年の間で、二〇一二年の十二月は一万円ちよつと、一三年十二月には一万六千円ちよつとということですから、高騰する、こういう格好であります、このことによつて地域格差が生まれているとは一概に言うわけにいかないというのは大臣のおっしゃったとおりであります。

いずれにしても、株価が景気回復の象徴であるかのような風潮がありますけれども、各種世論調査でも、おおむね七割以上の国民は景気回復の実感がない、こういうことをやっぱ真剣に受け止めて対策を取っていただくようにこれは求めていると思っております。

そこで、NHKの問題に移りたいと思っております。さつきから出されておりますが、第十二百三十六回の経営委員会の議事録を見ますと、経営委員会としては、会長の民主党部門会議での対応の問題であるとかハイヤー私利用の問題について厳重注意とするということが会長に伝えられた。これに対して会長は、ハイヤー問題については監査委員会報告を経営委員会は了とされております、ですから私が厳重注意を受けるいわれはないと思ひますというふうな異議を申し立てておられる。これ、さつきは質問だとおっしゃっている。

これに対して浜田委員長は、それはああいう事態に至ったことの結果責任ですと述べて、会長はさらに、ああいう事態に至ったとはどういうことですかと反問した。委員長は、部門会の問題はテレビで一日中放映されたわけですから、こういう旨を答えられているし、だが会長は、しかしあのことはNHKを傷つけたとは思っていませんと、それからまた、ハイヤーの問題は何が問題なので

私は、今後、NHKが使っているハイヤーを私
用で使うことは全くございません。全く違う会社

○参考人(榎井勝人君) 別に納得していないわけ
ではないんですね。ただ、何といいますか、今監
査委員がおっしゃいましたように、やはり私が先

○参考人(今井純君) お答え申し上げます。
NHKに寄せられます視聴者の皆様の御意見、御要望の状況でございますが、問合せがたくさん

○参考人(今井純君) 榎井会長の言動に対する要望、苦情の状況というお尋ねでございますが、視聴者の御要望、御意見は、一つの御意見、御要望

の中に様々な要素が含まれてございます。会長に
関する意見も、NHKの番組でございましてとか受
信料などに対する意見やお問合せの中に含まれて
いるという場合も多々ございます。それから、御
指摘のような会長の言動に対する要望や御意見だ
けをいくりに抽出するのは、こうした事情から、
集計作業上なかなか難しいというふうに考えてお
りまして、今現在はそのような集計をしてござい
ません。

ただ、会長の言動に対する要望、苦情といった
分類項目では定量的に集計しておりませんです
が、個々の意見の内容につきましては組織全体が
日々共有して、放送などの参考にしていくところ
でございます。

○主濱了君 ちよつと残念ですけれども、そうい
うことであればこれはやむを得ないというふうに
思います。

それでは次、NHKのOBからの具体的な要望、
そしてこれに対する具体的な対応、これについて
伺いたいと思います。

昨年の話なんですけれども、昨年七月十八日に、
NHKの全国退職者有志、これ百七十二人からの
榎井会長への辞任勧告の申入れがあったと、こう
いう報道がありました。それから、昨年の八月の
二十一日、これもNHK退職者有志千五百二十七
人からの榎井会長への辞任勧告の申入れがあつ
た、こういう報道があったわけですが、まず、こ
ういう申入れがあつたかどうかということ、そ
れからこれに対する具体的な対応、これについて
経営委員長にお伺いいたします。これは、経営委
員会に出された、こういう申入れですので、あ
えて経営委員長にお伺いしたいと思ひます。

○参考人 浜田健一 郎君 経営委員会には事務局
の方でお預かりした文書を各経営委員に配付をし
て、事実があつたということについては承知をし
ております。

○主濱了君 具体的な対応、各経営委員に対して
写しをお配りしたと、これだけでですか。

○参考人 浜田健一 郎君 経営委員会といたしま
す。

しては、NHKのOBを始めとする多方面の方々
から様々な御意見をいただいております。これに
ついては大変重く受け止めております。これらに
つきましては、委員間で情報を共有すると同時に
意見交換も行っております。

○主濱了君 NHK当局は、先ほどの御答弁にあ
りましたように、かなりの、年間七十万件とか六
十万件を超えるような要望に対してきちつとお応
えをしております。

私が問題にしたいのは、このNHKのOBの皆
さんというのは、これまでNHKを、何といいま
すか、NHKをもっとよくしようと、こう
いう努力をされてきた人たちなわけですよ。そう
いう人たちからの要望なわけですが、それに対し
て、お配りをして、全くお応えをしていなかった
、こういうことなんですよ。

実は、七月の十八日に第一回目の要望が出され、
そしてすぐ続けざまに八月の二十一日の要望が出
されていると、こういうことなので、私、おかし
いなど、これ何もしなかったんじゃないかと、こ
ういう疑いを持ったわけですが、そのとおりであ
りまして、残念でありますとともに、本日に経営
委員会、これでいいのかと、こういうふうな思ひ
であります。

続けます。次は、これは去年の十月の二十四日、
またNHKの退職者有志、今度は一千四百一人か
ら榎井会長への辞任勧告や罷免の申入れがあつた
と、こういうことでございます。この事実につい
て、まず、あつたかどうかということ、そして具
体的な対応をなされたかどうかということについ
て、まずは経営委員長、これは経営委員会の方
にも出されておりますので経営委員長、そして、こ
れはNHK当局の方にも出されておりますので御担
当の今井理事の方からお答えをいただきたいと思
ひます。

○参考人 浜田健一 郎君 この件につきまして
も、委員間で情報を共有し、執行部との合同会議
の場で話題になったこともあつたというふうに認
識をしております。

経営委員会といたしましては、このような多方
面の方々からいただいた様々な御意見を、今後も
経営委員会の監視・監督機関としての業務に役立
てさせていただきたいというふうに思っております。

○参考人(今井純君) お答えいたします。

NHKには、様々な立場の方から年間を通して、
先ほど御説明いたしましたように、大変多数の要
望や意見が寄せられてございます。そのいずれに
対しましても、誠意を持ってできるだけ迅速に対
応させていただいているというのがNHKのスタ
ンスでございます。こうした点から申しまして、
個々の申入れの内容やその対応について私どもの
側から申し上げるということは差し控えていた
だきたいと存じます。

○主濱了君 分かりました。

今のお話を聞きまして、私は、この要望や苦情
に対する一般的な対応の処理、こういうことにつ
いては、冒頭に申し上げましたとおり、真摯に、
かつ的確に対応することが本日に事業運営上とて
も大事だということに思っております。国におき
ましても、行政評価局を中心にして、あるい
は行政評価事務所というの的確に対応されてい
るというふうに承知をしております。

こういうふうな意味から見ると、私は、経営委
員会あるいはNHK当局の十分な対応はなかつた
と、そういう疑いを持たざるを得ないというふう
に思ひます。このところをきちつと、普通の
人とは違うと思うんですよ、このOBというのは、
的確に対応するべきであつたというふうに思つて
おります。

私には、NHKのOBの皆さん、三回にわたつ
て、少なくとも三回にわたつて辞任勧告をして
いるわけですが、このNHKのOBの皆様の
その懸念や危惧の念というのはよく分かります。
要するに、NHKの不偏不党、中立公正、それか
らNHKの品位とか品格とか、さらには国民に感
動を与えるような奥深い番組作り、これら国民か
らの信頼をこれ以上低下させないために、そうい

う思いで出したというふうに思っております。私
自身も、昨年、百八十六通常国会におきまして、
再三、榎井会長にお引き取りをお願いをしたこ
ろであります。残念ながら現状のままであると、
こういうふうなことであります。

大臣にお伺いしたいんですが、このような状況
を総務大臣はいかにお思いでしょうか、御見解を
伺いたいと思ひます。

○国務大臣(高市早苗君) 退職者の方々からの申
入れということについては報道で承知しておりま
すのと、今委員の方からも詳しく時系列的にお話
を伺ったところでございますが、会長の罷免につ
きましては、これはもう放送法第五十五条第一項
の規定により経営委員会の権限とされております
ので、OBの方々の辞任要求の申入れそのものに
ついて政府として意見を申し述べることは差し控
えさせていただきます。

○主濱了君 本日に、今日いろいろな委員からN
HKに対する様々な要望が出たわけですが、そう
いうふうなお話というのは国会議員だけじゃな
いわけですよ。NHKのために今まで一生懸命働
いてきたOBの方々が話をされているわけですか
ら、私もより一層意識が高いかもしれない。
そういう方々が要望されているわけですので、こ
れはもうまさに真摯に捉えていただきたいと、こ
のように思ひます。

それから、経営委員長にあつては、先ほど合同
会議で話題にしたというよりも、はっきりそうい
うふうなものが会長に寄せられているということ
をお伝えいただければよろしいかなというふう
に思ひます。

では、ちよつと時間がなくなってきたんですが、
受信料の徴収について伺いたいと思ひます。

まずは、実は受信料の徴収につきまして地域ス
タッフから企業委託の方へ移行しているわけだ
が、これによって支払率が下がることはないか、
上げることができるか、この点について、これは
御担当の榎井専務の方から。

それからもう一つは、榎井会長が有り難いと

言っておられる受信料の支払の義務化について、これは様々あります、国営放送に近づくのかどうかというふうな私は問題もあると思うんですが、この受信料の支払の義務化についていかが考えておられるか、これは御担当の井上理事。それぞれお願いいたします。

○参考人(福井敬君) 受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制に向けて、企業委託といいますが、法人委託化を今図っております。これは、平成二十年から、公開競争入札の仕組み等を利用して法人事業者への外部委託を積極的に進めております。

法人委託につきましては、公開競争入札方式を活用することによりまして委託費を低く抑えることによりまして、要員の管理業務を含めて委託をしていることによりまして、管理コストの削減を経費面でのメリットと考えております。それから、法人委託を拡大することで訪問要員体制を効率的に強化することができまして、営業業績面においてもメリットがございます。こうした経費面と営業面の両面においてメリットがあることで、地域スタッフから法人委託に移行しております。

それで、支払率を上げることができるかということなんですが、これにつきましては、受信料の支払率の向上に向けては、未契約の方と契約締結や、それから未収の方からの収納のため、訪問活動が不可欠でございます。この訪問活動につきましましては、地域スタッフから法人に移行することで効率的に強化することが可能になっておりまして、法人委託を拡大することで着実に支払率を向上させてきております。

今後、法人委託の拡大を始めとしまして営業改革を推進しまして、二十九年度末の支払率八〇%に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○委員長(谷合正明君) 井上理事、時間ですので、お答えは簡潔に願います。

○参考人(井上樹彦君) はい。

NHKにとりまして、受信料の公平負担の徹底は大きな責務であります。支払義務化については、この公平負担の面では徹底できますけれども、その簡単なことではございません。視聴者・国民の理解を得られることが大前提でありまして、いろんな課題があると認識しております。慎重な議論が必要であるというふうに考えております。

○主濱了君 ありがとうございます。終わります。

若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者を支援するため、総務大臣の認可により、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立することとしております。政府は、常時、機構の発行済株式総数の二分の一以上を保有することとしております。

○委員長(谷合正明君) 次に、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案を議題といたします。

第二に、機構の支援の対象となる事業者及び支援内容並びに株式又は債券の処分等の決定を客観的、中立的に行うため、機構に海外通信・放送・郵便事業委員会を置くこととしております。

○委員長(谷合正明君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

第三に、機構は、総務大臣の認可を受け、出資金の貸付け、専門家の派遣又は助言等の業務を営むこととしております。

○委員長(谷合正明君) 次に、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案を議題といたします。

第四に、政府は、機構の社債や資金の借入れに係る債務について保証をすることができることとしております。

政府から趣旨説明を聴取いたします。高市総務大臣。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

○国務大臣(高市早苗君) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

電気通信事業、放送事業及び郵便事業に係る海外市場はアジアを中心として成長を続けてきており、今後の海外需要の拡大が見込まれております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

我が国経済の持続的な成長のためには、そのような海外における新たな事業機会を捉え、国内需要と共通する潜在的な海外需要を積極的に開拓することで、我が国の事業者の収益性の向上を図る必要があり。しかし、海外において電気通信事業、放送事業又は郵便事業を営むに当たっては、規制分野であるがゆえの政治リスクやそれに伴う需要リスクの影響が大きく、民間だけでは参入が進みづらい状況にあります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

このような背景を踏まえ、我が国の強みを生かして海外において電気通信事業、放送事業又は郵便事業を行う者を支援するため、本法律案を提案することとした次第であります。

○委員長(谷合正明君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

目次	
構法	
第一章 総則(第一条―第七条)	第五節 国の援助等(第二十八条―第二十九条)
第二章 設立(第八条―第十三条)	第六節 財務及び会計(第三十条―第三十三条)
第三章 管理	第七節 監督(第三十四条―第三十六条)
第一節 取締役等(第十四条―第十五条)	第八章 解散等(第三十七条―第三十八条)
第二節 海外通信・放送・郵便事業委員会(第十六条―第二十一条)	第九章 雑則(第三十九条)
第三節 定款の変更(第二十二条)	第十章 罰則(第四十条―第四十六条)
第四節 業務	附則
第一節 業務の範囲(第二十三条)	第一章 総則
第二節 支援基準(第二十四条)	(機構の目的)
第三節 業務の実施(第二十五条―第二十七条)	第一条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。
第四節 業務の範囲(第二十三条)	(定義)
第五節 業務の実施(第二十五条―第二十七条)	第二条 この法律において「通信・放送・郵便事業」とは、次に掲げる事業をいう。
第六節 財務及び会計(第三十条―第三十三条)	一 電気通信事業(電気通信設備を他人の通信の用に供する役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。)
第七節 監督(第三十四条―第三十六条)	
第八章 解散等(第三十七条―第三十八条)	
第九章 雑則(第三十九条)	
第十章 罰則(第四十条―第四十六条)	
附則	
第一章 総則	
(機構の目的)	
第一条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。	
(定義)	
第二条 この法律において「通信・放送・郵便事業」とは、次に掲げる事業をいう。	
一 電気通信事業(電気通信設備を他人の通信の用に供する役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。)	

二 放送事業（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信の役務を提供する事業をいう。）

三 郵便事業（信書その他の郵便物の送達役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。）

四 前三号に掲げる事業が提供する役務の需要の開拓に寄与する事業その他の前三号に掲げる事業と密接に関連する事業であつて、前三号に掲げる事業と事業上の損益の全部を共通にするもの

2 この法律において「対象事業」とは、海外において行われる通信・放送・郵便事業又は海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業をいう。

（数）

第三条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（株式の政府保有）

第四条 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

（株式、社債及び借入金金の認可等）

第五条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式（第四十五条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十五条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行

したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 機構の借入金金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならない。

（政府の出資）

第六条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（商号）

第七条 機構は、その商号中に株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

（定款の記載又は記録事項）

第八条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

二 設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

四 会社法第七十七条第一項第一号に掲げる事項

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第二十三条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第十二条第二号に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第百三十九条第一項ただし書の別段の定め

（設立の認可等）

第九条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を総務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十条 総務大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印（会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。）がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、対象事業の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 総務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

（設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任）

第十一条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければならない。

（会社法の規定の読替え）

第十二条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「株式会

社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第 号）第十条第二項の認可の後株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第十条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項（株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

（会社法の規定の適用除外）

第十三条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三章 管理

第一節 取締役等

（取締役及び監査役の選任等の決議）

第十四条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。

（取締役等の秘密保持義務）

第十五条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 海外通信・放送・郵便事業委員会

（設置）

第十六条 機構に、海外通信・放送・郵便事業委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（権限）

第十七条 委員会は、次に掲げる決定を行う。
一 第二十五条第一項の対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定

二 第二十七条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分 三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定 2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。	5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。 6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 7 委員会の委員であつて委員会によって選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。	3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。 4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写することにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。	一 対象事業者（第二十五条第一項の規定により支援の対象となつた事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資 二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出 三 対象事業者に対する資金の貸付け 四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得 六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証 七 対象事業者のためにする有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募 八 対象事業者を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣 九 対象事業者を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
（組織） 第十八条 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。 2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。 3 委員は、取締役会の決議により定める。 4 委員の選定及び解職の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。 5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。 7 委員長は、委員会の会務を総理する。 8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。 （運営） 第十九条 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。）が招集する。 2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。	8 委員会の議事については、総務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、総務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。 10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。 （議事録） 第二十條 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。 2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。 一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求	5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。 6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。 （登記） 第二十一条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。 2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。	3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。 4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。 第三節 定款の変更 第二十二條 機構の定款の変更の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。 第四章 業務 第一節 業務の範囲 第二十三條 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

十 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示

十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第二十七条第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十五 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。

第二節 支援基準

第二十四条 総務大臣は、機構が対象事業の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業支援」という。）の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

（支援決定）

第二十五条 機構は、対象事業支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、対象事業支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

（支援決定の撤回）

第二十六条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

一 対象事業者が対象事業を行わないとき。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

（株式等の譲渡その他の処分等）

第二十七条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、平成四十八年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成四十八年三

月三十一日まででなければならない。

第五章 国の援助等

（国の援助等）

第二十八条 総務大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、総務大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（財政上の措置等）

第二十九条 国は、対象事業支援その他の対象事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 財務及び会計

（予算の認可）

第三十条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を総務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

（剰余金の配当等の決議）

第三十一条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（財務諸表）

第三十二条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

（政府保証）

第三十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議

決を経た金額の範囲内において、機構の第五条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七章 監督

（監督）

第三十四条 機構は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（財務大臣との協議）

第三十五条 総務大臣は、第五条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）の第十条第二項、第二十一条、第二十三条第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十八条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（業務の実績に関する評価）

第三十六条 総務大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 総務大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八章 解散等

（機構の解散）

第三十七条 機構は、第二十三条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

（合併等の決議）

第三十八条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第九章 雑則

（報告の徴収等）

第三十九条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳

簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十章 罰則

第四十条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第四十二条 第四十条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第四十三条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十五条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、

会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第五条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

三 第二十一条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第二十三条第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

五 第二十五条第二項又は第二十七条第一項の規定に違反して、決定を行つたとき。

六 第三十条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

七 第三十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十六条 第七条第二項の規定に違反して、その名称中に海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海

外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を使用している者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（租税特別措置法の一部改正）

第五条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の六に次の一項を加える。

9 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（イ）カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第 号）第二十一条第一項（登記）の委員」とする。

平成二十七年六月九日印刷

平成二十七年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P